

1 0 年 保 存
機 密 性 1
令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 16 年 3 月 31 日まで

基監発 1206 第 1 号
令和 5 年 12 月 6 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

風俗営業を行う事業場の労働者の労働条件確保に向けた
警察機関との連携について

風俗営業を行う事業場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号の営業を営む事業場をいう。以下同じ。）については、申告をはじめ、労働者等からの各種情報に基づき監督指導を実施してきたところであるが、労働者に対して労働契約の締結時に労働条件の明示がなされていないことや、賃金の支払に関して法定要件が確保されていないなど、基本的労働条件の枠組みに係る問題点が確認されており、労働基準関係法令に関する理解が必ずしも十分ではない状況が認められるところである。

一方、警察機関においては、風俗営業を行う事業場に対して、風営法第 37 条に基づき立入調査等を行うなど、風俗営業の健全化に向けた取組を講じているところであり、風俗営業を行う事業場の労働者の労働条件確保に向けて、労働基準監督機関においても、警察機関との連携による取組を下記のとおり行うこととしたので、適切に対応されたい。

なお、本件については、警察庁生活安全局と協議済みであることを申し添える。

記

1 個別事業場への対応

(1) 警察機関からの情報提供

警察機関において、風営法に基づき立入調査を行った結果、労働基準関係法令上の問題が疑われる事案を把握した場合には、都道府県労働局（以下「労働局」という。）に対して、別添に基づき情報提供されるので、これを受けたときには、労働局は管轄の労働基準監督署（以下「監督署」という。）に情報提供を行うこと。

(2) 監督指導等の実施

上記(1)の情報を受けた監督署では、情報の内容を組織的に評価し、決定した処理方針に基づき、監督指導等を実施すること。

なお、労働者に対する暴行、脅迫等刑法犯やその他の犯罪が疑われるなど情報の内容が重大であり、警察機関と連携して臨検することが効果的であると判断される場合には、警察機関との合同監督・調査の実施を働きかけること。この際には、対象事業場の情報のみならず、実施体制や安全確保も含めて十分に警察機関と調整を図った上で対応すること。

2 集団的手法による労働基準関係法令の周知

(1) 管理者講習への働きかけ

風営法第3条の規定に基づく風俗営業の許可を受けている事業場においては、風営法第24条の規定に基づき、おおむね3年ごとに1回、都道府県公安委員会による管理者講習（以下「管理者講習」という。）を受けなければならないとされていることから、労働局においては、都道府県警察本部と調整し、風俗営業を行う事業場に対する管理者講習において、労働基準関係法令に係る説明時間の確保や関係リーフレットを配布してもらうよう、働きかけを行うこと。

(2) 説明の実施

説明の実施に当たっては、管理者講習が行われる地域を管轄する監督署から職員を派遣することにより行うこと。

説明内容は、労働条件の明示や賃金、労働時間など労働基準関係法令の基礎知識を中心に行うこととし、説明に当たっては、リーフレット「労働基準法の基礎知識」、「シフト制」労働者の雇用管理を適切に行うための留意事項」等を活用すること。

別添

令和 年 月 日

〇〇 労働局労働基準部監督課長 殿

〇〇 警察署長

下記の事業場について、労働基準関係法令上の問題が疑われることから、
情報を提供する。

事業場	名 称 〇〇〇〇 所 在 地 〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇－〇〇 電 話 〇〇－〇〇〇〇〇－〇〇〇〇 代表者氏名 〇〇〇〇
事案の 概 要	
備 考	〇〇警察署 担当者名 〇〇 電話 〇〇－〇〇〇〇〇－〇〇〇〇